

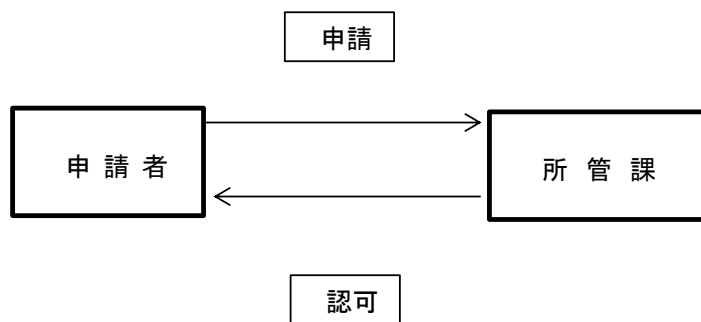
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	保護施設の設置認可	
処 分 の 概 要	保護施設の設置認可を行う。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第41条第2項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	生活保護法第41条第3項を基準とする。	
【根拠法令等】	生活保護法	
	<p>第41条第2項 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。</p> <p>一 保護施設の名称及び種類</p> <p>二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況</p> <p>三 寄附行為、定款その他の基本約款</p> <p>四 建物その他の設備の規模及び構造</p> <p>五 取扱定員</p> <p>六 事業開始の予定年月日</p> <p>七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴</p> <p>八 経理の方針</p> <p>第41条第3項 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。</p> <p>一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。</p> <p>二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。</p> <p>三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。